

【論文提出者】 社会文化科学研究科 文化学専攻
歴史学領域
緒方 晶子

【論文題目】
近世の座頭と当道座

【授与する学位の種類】 博士（文学）

【論文審査の結果の要旨】

緒方氏の論文「近世の座頭と当道座」は、日本近世における盲目の芸能者である座頭の組織＝当道座の地方組織の仕組み、座員たる座頭の生業・生活形態の実態的な解明と、日本近世における座頭・座頭集団の身分的位置づけを行い、社会的弱者・周縁身分という常套的な理解の一面性を明らかにしつつ、先天性失明者の座頭としての生存力、いわば「たくましい座頭」像とでも言うべき緒方氏独自の理解と成果を提示したものである。

緒方氏は、永青文庫「細川家史料」を中心に、関係史料を博搜し、丹念な検討を通して、藩領社会における座頭の二つの側面、二面性を明示している。すなわち、支配系統では、座頭側からの免許料（官金）の見返りとして、京都の本所＝京都職屋敷により授与される官位による編成と、藩領の領主権力による行政的編成という二様の編成を受け、また、戸籍編成の上では領民であり続けるが、一般領民とも、一般盲人とも一定程度区別された、座頭という「特疾ある領民」という性格を有しているところに、座頭の存在特性を認めている。

前者の面では、藩当局は、近世期を通じて、座頭の本所との官位授与をめぐる関係に関与しない点では一貫し、初期＝17世紀には検校・勾当など高官座頭の座内仕置権を認めているが、座頭集団の側が次第に領主権力との関係強化を志向した。そして藩当局も、近世中期の宝暦改革の過程において、座頭集団の代表者（座本・間役）を確定し、組織編成を進めつつ、「特疾ある領民」としての座頭の法制的位置づけを明確にした、とする。こうして次第に領民の社会集団の一つとして座頭集団が位置づけられ、藩当局の担当部局＝当用方と当道座の組織的關係が明確となり、当用方の当道座記録「座頭帳」を生んだ、とする。

後者の面では、座頭は、当道座として集団組織強化を通じて、藩当局に対して、また町社会・地域社会に対して「特疾ある領民」として社会保障の要求姿勢を強め、救済の権利化を図り、中途失明者を中心とした一般盲人に対しては職業（芸能）排除＝独占化を強めた、とする。

本論文の学術的価値は、大きく二つある。第1に、従来の座頭・盲僧・瞽女などの盲人史研究が、障害者・社会的弱者としての側面が強調されがちであったのに対し、本論文は、盲人の「自立」の方途として座頭・当道座を位置づけ、生業を持つ生活者としての座頭像を提示していることである。

第2に、座頭・盲人という社会のマイナーな存在、非基幹身分の存在から幕藩制下の身分・身分集団の歴史的位相を明らかにしようとしていることである。そして、身分・身分集団というものが領主権力によって一方的に創り出されたものでなく、座頭自らが、生存保障と生業保持を図るべく、領主側との接触・交渉を通じて社会集団として定置され、さらに領主権力に対する自らの「役」（役目）と由緒を創出して独自の身分的位置づけを志向していった、とする。

本論文は、従来、特殊な領域として扱われていた座頭・当道座研究を、近世社会論・近世身分制論として発展させた意欲作であり、また、先天的に目が不自由なことを逆手にとった、「たくましい座頭」像を描き出した力編である。座頭の身分制的位置づけ、女性盲人（瞽女）の存在形態など、まだ検討を深める余地があるが、博搜された関係史料と相まって、本論文は、近い将来の刊行に値する内実を具備している。

審査委員会として、本論文が、博士論文に十分適格であると判断する。

【最終試験の結果の要旨】

最終試験は、平成25年1月23日、文法学部小会議室にて、16時から約1時間、5名の審査委員会全員の出席のもとで行った。まず、本人から論文について、論文のねらいと観点、明らかにしえた成果・オリジナリティなどを説明してもらった後、委員の先生方より意見・質問をもらった。主要な意見・質問は、①座頭の身分的位置づけ、座頭の身分的側面に消極的な見方になっていないか、②藩当局による当道座の集团的位置づけの画期とみる近世中期の宝暦改革に至る政治的諸段階、③広く障害者史全体へのまなざしの必要、④男性に限られた座頭・当道座とともに、女性の盲人、瞽女への論及の必要、など、重要な指摘がなされた。緒方氏は、意見・質問についての的確に回答されつつ、不十分な点は今後検討すべき課題としたいと答えた。

論文が意欲的なものだっただけに、先生方との間で活発なやりとりをみた。本人退席の後、委員会で話合い、最終試験に十分合格するとの結論で一致した。

【審査委員会】

主査	吉村	豊雄
委員	三澤	純
委員	稲葉	継陽
委員	小松	裕
委員	鈴木	寛之